



法人

2020

秋季

会報155号



おうちで作成、ネットで申告
国税庁e-Taxキャラクター イータ君 **e-Tax**



公益社団法人

磐田法人会

磐田市中泉621-1

TEL<0538>37-4577

夢の実現へ「ながふじ学府一体校」

～日本一の学校づくりの第一歩～

磐田市では、人と人とのつながりを大切にした学府一体校をはじめとする「新時代の新たな学校づくり」を進めています。

「ながふじ学府一体校」は、令和3年4月に豊田中学校と豊田北部小学校の一体校として運営をスタートし、将来的には豊田東小を含めた学府一体校とする方針を「ながふじ学府新たな学校づくり検討会」で定め、現在の豊田中学校の敷地で建設工事が進められています。



i 法人(アイホット) 目次 2020年秋季会報155号

◇会長あいさつ	1	◇第9回「税に関する絵はがきコンクール」	14・15
◇副会長紹介	1	◇第8回静岡県法人会連合会定時総会	16
◇磐田税務署長着任のごあいさつ	2	◇随筆	17
◇税務署だより	3～4	◇部会だより	18～20
◇財務事務所だより	5	◇税務署人事異動	20
◇磐田市役所だより	6	◇支部だより	21～23
◇磐田商工会議所・会頭寄稿	7	◇法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	24
◇第8回定時総会	8	◇お店拝見・企業紹介	25
◇2019年度 正味財産増減計算書総括表	9	◇協賛企業広告	26～28
◇令和2年度 正副会長	9	◇表紙写真の説明	28
◇令和2年度 事業計画	10	◇事務局からのお知らせ	29
◇令和2年度 収支予算書	11		
◇令和2年度 役員名簿	11		
◇情報コーナー	12～13		

◇表紙写真の説明は、28ページに掲載

会長あいさつ



公益社団法人 磐田法人会 会長 高柳 裕久

平素、会員の皆さまには、磐田法人会の活動に深いご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

会員の皆さまのお支えのもと、本会は、法人会活動の原点である「税」に軸足を置き、「税制」「経営」「社会貢献」などに係る諸活動を展開しております。

さて、新型コロナウイルスの感染爆発は、「リーマンショック以上、世界恐慌以来の規模」と譬えられるほどに、全世界の経済に大打撃を与えておりますが、その影響は、非常に広い産業分野と地域に及び、且つ長期に亘ることが懸念されております。

一方、コロナ禍を契機に、リモートワークなどを活用した働き方改革やオンライン学習などが一挙に広がりました。今まで課題としては認識していたものの、意識・制度両面からなかなか進まなかったICTの利活用等により、社会・経済のデジタル化が大きく進展しました。コロナ禍は歴史を劇的に変えるだけではなく、国や地域や企業が今まで抱えていた諸課題の解決を一気に加速させたともいえます。

また現下は、最も重要な人命と医療、そして事業・雇用・生活を守るために、政府は多額の財政支出を先行させておりますが、いずれ企業の活力を原動力にして、経済を成長軌道に乗せ、歳入の増加に繋げていかなければなりません。

そのために私たちは、これから第二波・第三波の感染拡大を警戒しつつ、徐々に日常を取り戻しながら、「ウィズ・コロナの時代」をどう生きるか、企業経営が持続・発展していくために、どのような備えと覚悟で向き合うべきかを真剣に考えていく必要があるかと思えます。

そうした中、本会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」という法人会理念の実現に徹し、納税意識の高揚を図るとともに、会員企業の積極的な自己啓発活動を支援し、より良い地域社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

会員並びに関係各位におかれましては、今後とも本会活動に関し、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

副 会 長 紹 介



総務委員長
森上 達幸



組織委員長
名倉 吉徳



税制委員長
水谷 行秀



広報委員長
鈴木 修二



事業研修委員長
坊下 堅太郎



厚生委員長
大橋 芳隆

着任あいさつ

磐田税務署長 櫻田 高士



公益社団法人磐田法人会の皆様には、日頃から税務行政への深い御理解と多大な御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、金沢派遣 国税庁監察官 から磐田税務署長を拝命いたしました櫻田 高士でございます。前任の伊藤同様よろしくお願いいたします。

当署の勤務は初めてでございますが、管内には、遠江国分寺跡をはじめ歴史的な名所・旧跡が多数あり、また、緑豊かな自然に恵まれ、Jリーグ ジュビロ磐田のホームタウンであることから、スポーツ活動が大変盛んな土地柄であると伺っております。皆様にお会いできる日を楽しみにしております。

さて、貴法人会におかれましては、昭和29年5月の創立以来、「良き経営者を目指す者の団体」の基本指針のもと、長年にわたり地域社会への貢献に御尽力され、納税意識の高揚を図る各種研修会の開催や広報誌の発行、次世代を担う子供たちへの租税教育活動など幅広い事業活動を積極的に展開されており、大変心強く感じております。貴法人会の活動がより充実したものとなりますよう、皆様との連携・協調をより一層強化してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えない中、日本では緊急事態宣言が解除され、少しずつ人の動きや流通が戻りはじめ、基本的な感染対策を徹底・継続し、「新しい生活様式」の定着が求められているところであります。この感染症が一日も早く終息し、皆様に元の日常が戻ることを願っております。

なお、国税庁では、各税の申告・納付期限の延長や納税の猶予制度の特例など、新型コロナウイルス感染症への税制上の措置を講じてまいりました。御不明な点がございましたら、税務署へ御相談いただきますようお願いいたします。

おって、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、貴法人会の皆様の御協力が不可欠であると考えておりますので、引き続き税務行政へのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人磐田法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8：30～17：00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等のご案内

静岡県のホームページ内の「県税のしおり」で新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等をご確認いただけます。

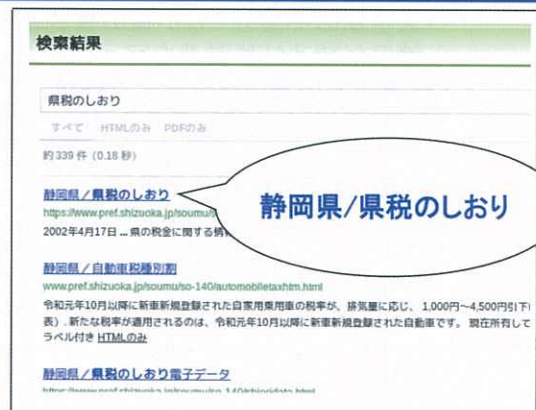
- 県税における徴収猶予の特例制度
 - 法人の県民税・事業税の申告納付期限の延長
 - 財務事務所窓口来所によらない県税の申告、納付手続 など
- 詳細は、下記によりご確認ください。

静岡県公式ホームページ ふじのくに <https://www.pref.shizuoka.jp/>

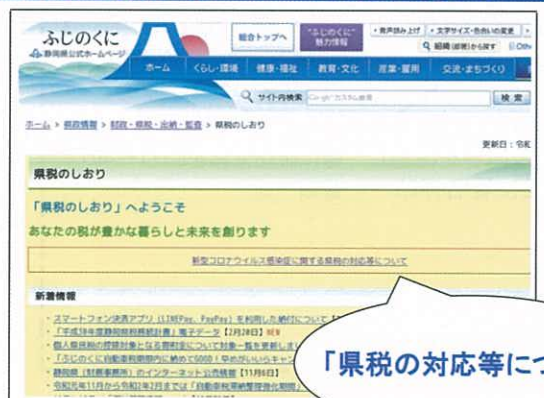
① トップページにある「サイト内検索」に「県税のしおり」と入力して検索します。



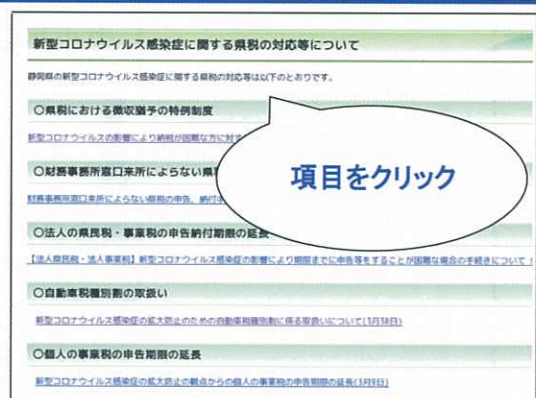
② 検索結果から、「静岡県/県税のしおり」をクリックします。



③ 「県税のしおり」内に表示される新型コロナに関する「県税の対応等について」をクリックします。



④ 「新型コロナウイルス感染症に関する県税の対応等について」の一覧が表示されます。



法人事業税・法人県民税についてのお問い合わせ先

静岡県浜松財務事務所

直税第1課（申告、課税） 053-458-7141

納税第1課（猶予制度） 053-458-7330・7332

＜申請は令和3年1月以降を予定＞

中小事業者等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

令和3年度の固定資産税等を軽減します！

お問合せ： 磐田市役所(磐田市国府台3-1)市税課家屋グループ(本庁舎1階)
電話 0538-37-4809 FAX 0538-33-7715

事業収入が減少した中小事業者等の方の令和3年度の固定資産税等を軽減する制度です。
新型コロナウイルス感染症により、事業収入(※1)が減少した中小企業等を支援するため、
事業用家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/2軽減又は全額免除します。
(※1)事業収入とは、売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益
などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

【対象者】

- 資本金又は、出資金が1億円以下の法人(大企業の子会社を除く)
 - 常時雇用従業員1,000人以下の法人(※2)または個人事業者
- (※2) 資本金または出資金がない場合

【軽減率】

事業収入が令和2年2月から10月までの任意の連続する3月の期間に、前年同期と比較し
30%以上減少した場合

- 前年同期比 ▲30%～▲50%未満 ⇒ 1/2軽減
- 前年同期比 ▲50%以上 ⇒ 全額免除

【必要書類】

1. 中小事業者等であることを確認する書類
 - ・ 資本金確認のため、登記簿謄本の写し等
 - ・ 大企業の子会社でない旨の誓約書
 - ・ 性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
2. 事業収入の減少を確認する書類
令和2年2月から10月までの連続する3月の期間の事業収入が 前年同期比、30%以上
若しくは50%以上減少していることが把握できる会計帳簿等
3. 事業用資産を確認する書類
4. 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の特例措置に関する申告書

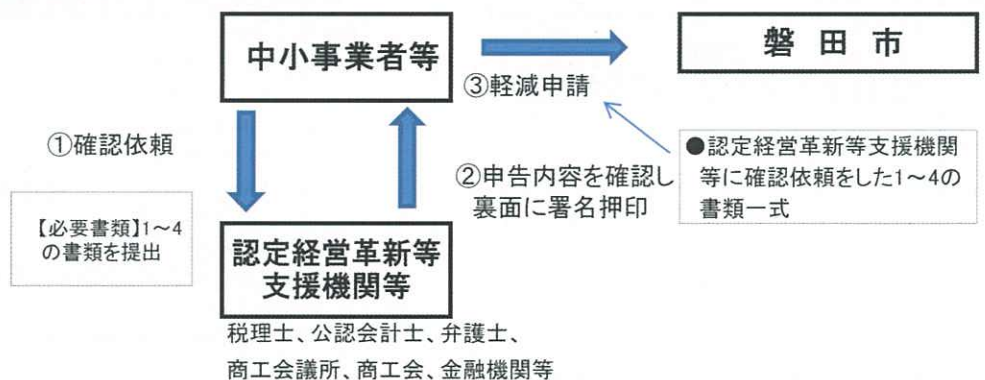
【申請方法】

- ① 認定経営革新等支援機関(税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ
支援機関)等に申請内容の確認を依頼
- ② 認定経営革新等支援機関等は申告内容を確認し、申告書の裏面に署名押印する
- ③ ①の書類及び②の申告書を磐田市に提出

※詳細は下記の「申請の流れ」を参照



《参考》申請の流れ



【その他】

- ・ 申請期間は令和3年1月4日から令和3年2月1日までの予定です。
- ・ 手続きの詳細は、中小企業庁や磐田市のホームページでご確認ください。

磐田市ホームページ
QRコード



「繋げていこう磐田の光」



磐田商工会議所 会頭 鈴木裕司

昨年11月の磐田商工会議所議員総会において第29期会頭に就任しました鈴木裕司です。

磐田法人会におかれましては、長年にわたり税務事業支援を通じて法人事業所への経営指導並びに多岐にわたる地域貢献事業を実施されておられますことに敬意を表します。また、当所の会員事業所におきましても、ご支援とご指導を頂いておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、経済活動に目を向けますと、新型コロナウイルスの猛威による緊急事態宣言が解除され、自粛生活はひとまず区切りを迎えました。しかしながら、その後1ヶ月あまりで、大都市圏での感染が増加するだけでなく、近隣地域においてもクラスターが発生するなど、再び新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。地域の定例行事やイベントの中止も長期化し、地域事業も観光業や飲食業、小売業などでも売上げが落ち込むなど、悪影響が顕在化しております。また、製造業においても、世界的な渡航自粛やサプライチェーンの寸断により生産活動が落ち込んでおり、収益力の悪化が懸念されております。当所の会員企業に対する新型コロナウイルスの影響に関するアンケートにおいても、95%が「影響がある」と回答し、地域における経済活動のダメージの深刻さが心配されます。会議所としましても、地域事業者を対象とした経営相談を通常以上に強化し、「資金繰り相談」「各種補助金の

申請支援」「助成金等の申請支援」等を親身に行うことで、事業者に寄り添った活動をしております。また、給付金等のサポート会場を会議所内に開設することで、事業者の利便性を高める啓蒙活動も意識して行っております。

このような状況下、一刻も早い新型コロナウイルス感染の終息が望まれますが、第2波の影響が懸念されるとともに、企業の雇用状況も有効求人倍率が0.77倍と悪化しており、政府の対応を待っているだけでは厳しい状況から脱却することは容易なことではありません。これからは新たな発想が必要となり、その「発想を見つけるお手伝い」を会議所の使命として行っていきたく思っております。「新しい生活様式」、「働き方の新しいスタイル」を順守し、長期戦を念頭に、独自のコロナ対策を地域全体で考えていきましょう。

結びに、磐田法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。



第8回 定時総会

公益社団法人磐田法人会の第8回定時総会が令和2年6月8日(月)磐田グランドホテルにおいて行われました。

今年の定時総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、来賓にご臨席いただかない中で少人数での開催となりました。



第8回定時総会開催

決議事項として2019年度収支決算に関する議案が審議・承認され、また、報告事項として2019年度事業報告、令和2年度事業計画及び収支予算、副会長の交代の3つの事項が報告されました。

副会長の交代については、鈴木和男副会長(税制委員長)が第8回定時総会の終了をもって副会長を退任され(但し、理事としては残られます)、後任として水谷行秀理事が副会長(税制委員長)に就任されました。

その他事項として、前年会員勸奨に貢献した役員及び企業、団体、金融機関、協力保険会社の発表が行われました。

また、令和2年度の功労者表彰(全法連会長表彰)として監事の大澤房男さん及び執行役の森下将明さん、令和2年度特別功労役員等表彰(県連会長表彰)として理事の中村学さんが受賞されることについて披露が行われました。



高柳会長挨拶

最後に副会長を退任された鈴木和男さん及び後任として副会長に就任された水谷行秀さんから、退任及び就任の挨拶がありました。

今年の定時総会は、新型コロナウイルスの関係から委任状提出先が多く、出席者はいつもより少ない人数でした。また、例年行っている定時総会後の記念講演会と情報交換会は中止となりましたが、総会は順調に執り行われ、副会長1名交代による新たな体制で出発するための区切りの総会となりました。



総会議事進行



←
副会長を退任された
鈴木和男さん



総会風景



寺田監事監査報告



→
副会長に就任された
水谷行秀さん

2019年度 正味財産増減計算書総括表

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	312,501	312,500	1
特定資産運用益	682	650	32
受取会費	12,347,000	12,464,000	△ 117,000
事業収益	3,075,383	3,127,220	△ 51,837
受取補助金等	13,551,445	12,869,290	682,155
受取負担金	2,683,394	2,847,265	△ 163,871
雑収益	327,085	516,315	△ 189,230
【経常収益計】	32,297,490	32,137,240	160,250
(2) 経常費用			
事業費	24,533,396	25,069,296	△ 535,900
管理費	5,792,633	5,727,719	64,914
【経常費用計】	30,326,029	30,797,015	△ 470,986
【当期経常増減額】	1,971,461	1,340,225	631,236
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	3	△ 3
【当期経常外増減額】	0	△ 3	3
税引前当期一般正味財産増減額	1,971,461	1,340,222	631,239
法人税・住民税及び事業税	71,000	142,000	△ 71,000
当期一般正味財産増減額	1,900,461	1,198,222	702,239
一般正味財産期首残高	38,859,421	37,661,199	1,198,222
一般正味財産期末残高	40,759,882	38,859,421	1,900,461
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	11,822,100	11,516,900	305,200
一般正味財産への振替額	△ 11,822,100	△ 11,516,900	△ 305,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	40,759,882	38,859,421	1,900,461

【令和2年度正副会長】

第8回定時総会の終了をもって、鈴木和男さんが副会長・税制委員長を退任され、新たに水谷行秀さんが副会長・税制委員長に就任されました。鈴木和男さんは副会長退任後も理事として法人会に残られますので、今後も理事として法人会へのご助言をお願いいたします。また、新しく就任された水谷行秀副会長におかれましては、副会長としてのご活躍を期待しております。

副会長1名交代でのスタートとなりました。皆さま、どうぞ宜しくお願いいたします。



令和2年度 事業計画

活動の基本方針

昨年は改元が行われ、税制面でも消費税率の引き上げ、軽減税率の導入が行われましたが、本年はその理解浸透と定着化に向けた活動が必要であります。

このような中、当会は法人会理念に基づき、税のオピニオンリーダーとして、「税」、「経営」及び「社会貢献」を軸にした公益目的事業活動を通じて、企業経営に求められる知識や情報を発信し、地域の企業の発展、地域の振興に貢献してまいります。

公益法人としての自覚を持ち、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与してまいります。

社会貢献活動においては、地域に根差した経営者団体として公益社団法人の使命を果たすよう活動してまいります。

また、会員数の増強により組織の充実をはかり、財政基盤の安定に努め、活力ある組織を目指してまいります。

【公益目的事業】

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（公1）

(1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを実施し、税知識の普及並びに納税意識の高揚に努めます。

研修会・講演会・セミナーの開催日時・テーマ・会場等は、当会のホームページ・広報誌・案内チラシ等を通じて広く一般に公開します。

(2) 税の啓発及び租税教育事業

次代を担う児童や生徒に、税金の仕組み、税の使われ方が私たちの生活にどのように役立っているのかを知ってもらうため、租税教育事業に取り組みます。①租税教育推進協議会が行う管内小中学校の租税教室に講師を派遣します。②小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」、③小学生低学年を対象とする「紙芝居と税金クイズ」を引き続き行います。④小学生全学年を対象に公共施設の見学と合わせて租税教室を行い、税の使われ方を学んでもらいます。

(3) 税制改正への提言事業

財政再建と社会保障給付の安定財源確保や少子高齢化社会及び国際化進展などの経済社会構造の変化に対応していくため、国のあるべき税制の姿と中小企業事業者の税制環境を整備するため、幅広い意見の集約に努め、税のオピニオンリーダーとして税制改正要望活動を展開します。

(4) 税制・税務の普及広報事業

会報誌「i-法人(アイホット)」の発行並びにホームページへの掲載により、会員並びに一般企業・市民に対する税制・税務知識の普及向上に務めます。併せて、税制関係の最新情報の周知を図るとともに、国税電子申告納税システムe-Tax等の普及に務めます。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象に、商工会議所・商工会や地元企業と共催して、経済・経営・地球環境・防災・健康維持等をテーマとした講演会等を企画・開催します。ホームページ、案内チラシのほか、商工会議所・商工会等の広報を通じて、より多くの一般企業・市民の参加を募っていきます。

(2) 地域イベントへの協賛事業

地域の公園・河川・海岸等の清掃作業を他団体と協賛して実施します。商工会が主催する夏まつり・市民産業まつり等への協賛・出展を通じて地域や企業の活性化に努めていきます。

(3) 地域福祉への寄付・寄贈事業

地域福祉・社会環境の活性化を図ることを目的として寄付や社会福祉団体への物品等の寄贈を継続して行います。

【収益事業等】

3 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業（他1）

(1) 組織の充実・強化

組織の充実・強化を図るため、会員増強を重要課題として取り組みます。役員・会員をはじめ、地域商工会議所・商工会、金融機関、協力保険会社の協力を得て新規加入社の増強に努めます。

(2) 福利厚生制度の推進

福利厚生制度を取り巻く環境は、近年厳しい状況にありますが、協力保険会社3社との連携を通じて福利厚生制度の普及・推進に努めます。会員増強並びに財政基盤の安定化に資するためにも福利厚生制度の円滑な運営に努めます。

(3) 青年・女性部会の充実

租税教育活動の重要性に鑑み、両部会とも租税教育推進協議会が開催する小・中学校の租税教室へ講師の派遣を行います。また、青年部会は、高校生を対象とした職業講話と租税教室、児童・生徒を対象とした消防署や警察署等の公共施設の見学を通じて税金の使われ方を学ぶ租税教室を実施します。

女性部会は、引き続き児童・生徒を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」・「紙芝居と税金クイズ」に取り組みます。

以上のような事業を行うとともに、両部会とも講演会・情報交換会等の実施により会員相互の親睦・交流を深め、部会員の増強及び部会の充実を図ります。

4 会員のための福利厚生事業（収1）

財政基盤の強化を図るため、早割電報サービス・生活習慣病健診等を行います。

5 土地の賃貸事業（収2）

公益目的事業を達成するため、継続して所有土地の賃貸を行います。

令和2年度 収支予算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経 常 増 減 の 部			
(1) 経 常 収 益			
基本財産運用益	312,500	312,500	0
特定資産運用益	700	700	0
受 取 会 費	12,535,350	12,662,730	△ 127,380
事 業 収 益	3,604,000	2,832,000	772,000
受 取 補 助 金 等	13,446,612	13,334,645	111,967
受 取 負 担 金	2,414,000	2,544,500	△ 130,500
雑 収 益	150,100	150,100	0
【経常収益計(A)】	32,463,262	31,837,175	626,087
(2) 経 常 費 用			
事 業 費	26,774,335	26,002,798	771,537
管 理 費	5,792,565	5,967,102	△ 174,537
【経常費用計(B)】	32,566,900	31,969,900	597,000
【当期経常増減額(A-B)】	△ 103,638	△ 132,725	29,087
2. 経 常 外 増 減 の 部			0
(1) 経 常 外 収 益 計(C)	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用 計(D)	0	0	0
【当期経常外増減額(C-D)】	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 103,638	△ 132,725	29,087
法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 174,638	△ 203,725	29,087
一般正味財産期首残高	37,442,114	37,645,839	△ 203,725
一般正味財産期末残高	37,267,476	37,442,114	△ 174,638
II 指定正味財産増減の部			0
受 取 補 助 金 等	11,903,000	11,822,100	80,900
一般正味財産への振替額	△ 11,903,000	△ 11,822,100	△ 80,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,267,476	37,442,114	△ 174,638

令和2年度 役員名簿

皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

(役員一同)

会 長	高柳 裕久	理 事	内山 治	理 事	神谷 妙子	執行役	橋本 安弘	執行役	川原 利彦
相談役	松田 勉	理 事	中村 学	理 事	豊田 和子	執行役	角 一幸	執行役	浅岡 久
副会長	森上 達幸	理 事	平出 俊幸	監 事	寺田 克元	執行役	戸田 郁夫	執行役	大澄 房雄
副会長	名倉 吉徳	理 事	長谷川 佳典	監 事	西山 広明	執行役	鈴木 光芳	執行役	小笠原 守之助
副会長	水谷 行秀	理 事	近藤 良秀	監 事	大澤 房男	執行役	小澤 誠	執行役	立石 錦男
副会長	鈴木 修二	理 事	鈴木 博久	執行役	稲葉 昌訓	執行役	野中 恭宏	執行役	安間 慎一
副会長	坊下 堅太郎	理 事	松下 隆彦	執行役	林 茂久	執行役	鈴木 直人	執行役	山口 正義
副会長	大橋 芳隆	理 事	大庭 睦	執行役	近藤 孝	執行役	工藤 精司	執行役	鈴木 忠利
理 事	飯田 明弘	理 事	朝比 奈尚希	執行役	加藤 誠太郎	執行役	森下 将明	執行役	伊藤 旨広
理 事	鈴木 和男	理 事	嵐 謙造	執行役	高木 洋	執行役	松尾 孝之	執行役	杉田 誠
理 事	石川 有造	理 事	栗倉 誠	執行役	岡田 充弘	執行役	永井 智克之	執行役	大橋 徳久
理 事	今村 信大	理 事	青山 行雄	執行役	村上 浩	執行役	安間 秀雄	執行役	太田 聖二
理 事	池谷 之孝	理 事	村松 正浩	執行役	江間 治人	執行役	平野 清隆	執行役	
理 事	田中文規	理 事	岡村 禎之	執行役	横山 聰子	執行役	中津川 法雄	執行役	

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- | |
|--|
| （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア |
|--|

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- | |
|---|
| ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、 一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少） した場合で、かつ、
③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。 |
|---|

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日） ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内） ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



第9回

税に関する絵はがきコンクール

法人会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。磐田法人会では女性部会が中心となって、磐田税務署管内の小学6年生を対象に実施し、令和元年度は2,159点の作品の応募がありました。租税教室や社会科授業で税の勉強をした上で、描いてもらっています。どの作品も税を理解して描かれており、素晴らしいものばかりでした。参加していただきました皆さん、ありがとうございました。また、ご後援をいただきました磐田市・袋井市・森町の各教育委員会の皆さまに心よりお礼申し上げます。

審査の結果、個別賞5作品、金賞45作品及び入選76作品を表彰いたしました。表彰作品のうち、個別賞と金賞作品を掲載させていただきます。

ご参加いただきました各小学校にお礼申し上げます。

磐田北小学校	富士見小学校	豊田東小学校	笠原小学校
磐田中部小学校	福田小学校	豊岡南小学校	山名小学校
磐田南小学校	豊浜小学校	豊岡北小学校	高南小学校
東部小学校	竜洋東小学校	袋井東小学校	浅羽南小学校
大藤小学校	竜洋西小学校	袋井西小学校	浅羽北小学校
向笠小学校	竜洋北小学校	袋井南小学校	浅羽東小学校
長野小学校	豊田南小学校	袋井北小学校	飯田小学校
岩田小学校	豊田北部小学校	今井小学校	宮園小学校
田原小学校	青城小学校	三川小学校	天方小学校

磐田税務署長賞



袋井市立浅羽東小学校
大場 葵さん 6年

最優秀賞



磐田市立長野小学校
菊井 絆花さん 6年

女性部会長賞



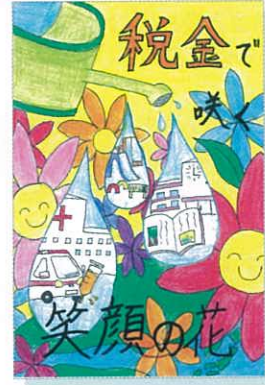
袋井市立浅羽東小学校
寺田 琉夏さん 6年

審査員長賞



磐田市立富士見小学校
平野 利奈さん 6年

磐田法人会長賞



袋井市立袋井南小学校
中里 百花さん 6年

学年は応募当時のものです。



第8回 静岡県法人会連合会 定時総会

一般社団法人静岡県法人会連合会の第8回定時総会は、6月23日（火）に行われる予定でありましたが、新型コロナウイルスの関係から、出席者の健康面、安全面を考慮し、総会の決議の省略及び総会への報告の省略により行われました。

提案事項は、「決議事項」として、「1. 2019年度収支決算について」、「2. 役員一部改選について」、また「報告事項」として、「1. 2019年度事業報告について」、「2. 令和2年度事業計画について」、「3. 令和2年度収支予算について」が提案され、会員全員の同意により総会の決議、総会への報告があったものとみなされました。

令和2年度の静岡県法人会連合会の事業計画「活動の基本方針」の中に、本年度も「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、法人会活動の原点である『税』に軸足を置き、会員以外の一般の方々も対象として『納税意識の向上』『税制への建設的提言』『自己研鑽機会の提供』『地域社会への貢献』などの諸活動を積極的に実施し、経済情勢などの法人会を取り巻く極めて厳しい環境に十分配慮しながら、『組織基盤』並びに『財政基盤』のより一層の強化に努める、とあるように、磐田法人会としてもこれに沿った活動を行っていきたいと考えます。

定時総会が通常どおりに行われていれば、県連の中西会長から当会の高柳会長に「運営研究法人

会指定書」（令和4年1月末（頃）に県で発表）が手渡される予定でありましたが、中止となったため郵送されてきました。磐田法人会は、今年度と来年度、運営研究発表に向けて取り組んでいく必要があります。

また、定時総会後の表彰式で、全法連功労者表彰伝達並びに特別功労役職員県連会長表彰が行われる予定でありましたが、定時総会中止に伴い表彰式も取り止めとなりました。磐田法人会関係の受賞者の皆さまは左記の通りです。

令和2年度 功労者表彰

（全法連会長表彰）（敬称略）

監事 大澤 房 男（豊田支部）
執行役 森 下 将 明（袋井支部）



大澤房男さん



森下将明さん

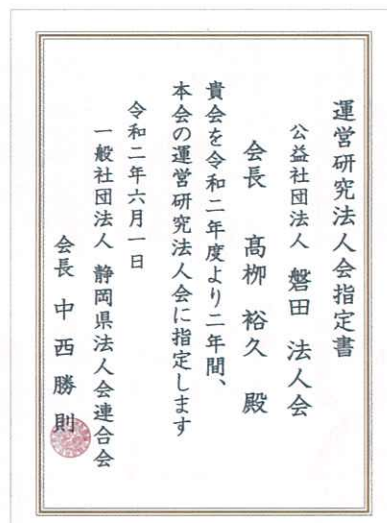
令和2年度 特別功労役職員表彰

（県連会長表彰）（敬称略）

理事 中 村 学（袋井支部）



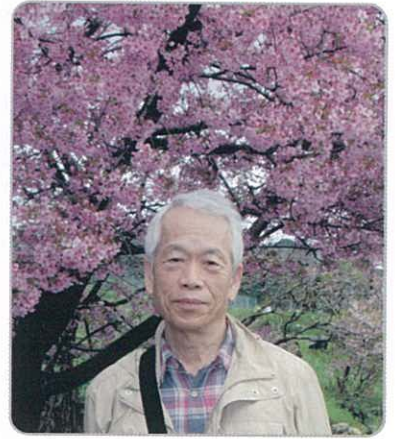
中村 学さん



運営研究法人会指定書

『松山日記』に見る海と山の交流

歴史文書館 名倉 慎一郎



掛塚は、江戸から明治にかけて廻船業で栄えた湊町です。北遠から信州に至る山間地では古くから良材を産出し、天竜川を流して河口の掛塚から各地に輸送していました。

掛塚の松山家は、江戸の頃は廻船業に携わっていましたが、明治初年に生れた源八は、材木商として活躍し、生涯にわたって日記を綴っていました。その中には、北遠に立木を仕入れに行ったことや、湘南方面に営業したことなど、材木商の貴重な歴史が綴られています。

明治34年の日記には、佐久間ダムの湖底に沈んだ村、山室への登山が記されています。最初は6月6日に出立して二俣の尾張屋に泊り、翌々日、地八峠を越えて川合に出、中部の鍛冶屋に泊っています。中部からは、「一步踏み間違えば、千仞の谷底に墜落してしまいそうだし、山の峰を見れば、墜落しそうな岩石があって、落ちてくればひとたまりもなく粉碎されてしまう」と記すように、険悪な山道を長時間も歩き続けたのです。

山室では、山持ちの家に厄介になっていたようですが、山室について「戸数は僅かに七戸。学校はあるが生徒は三名しかいない」と記し、あまりに小さな村に驚いた様子です。

出立から10日後の15日に帰ることになりましたが、中部に出る峠で大雨に会い、三河川合では予定の馬車が出ず大野迄歩き、「路が悪く大草臥、里程十二里余、なかなか困難であった」と書いています。ようやく午後5時過ぎに大海に着き、浜松に着いたのは夜の8時、さらに「歩行して本宅迄」、着いたのは午後十時過ぎでした。一日中歩き詰めに歩いたわけで、明治人の歩行能力の高さに驚嘆するほかはありません。



2度目は、7月24日に掛塚を出て、浜松で鹿島行きの馬車がなかったため、汽車に乗り豊橋で一泊し、翌日、豊川鉄道で大海に出ました。因みに、豊川鉄道が大海まで開通したのは前年のことです。そこからは中部に一泊し、次の日羽ヶ庄、野田を経て、白神に4時頃到着しています。この時は、白神から山室へ入り、その後、白浪、夏焼の辺をあちこち歩いています。この地域は7年に一度水がわくという「池の平」の周辺で、「道路は大変険悪で、ちょっとつまずけば天竜川へ墜落してしまう」と言っているように、険しい地形の地域でした。帰路は、さすがに1回目の歩行で疲れたのか、中部から船に乗っての帰宅となりました。

3回目は9月6日の出発、大海まで汽車を使い、三河大野から三河川合までは馬車で移動し、翌日午後3時頃には山室に到着しました。

そこには、10日ほど前から掛塚の材木商が来ており、また「浦川の谷へは、掛塚から多くの業者が入り込んで、杉山の入札で大混雑」とあり、掛塚の材木商が競って北遠に入っていました。源八は、このような混雑を避けて信州に「山仕入」に行っています。

帰りは、山室から中部まで筏で下り、「途中の難所では、筏は川の中に没して、乗っている人は首が漸く出るくらいだ。幸い無事だったが、筏乗りはもうこりごりだ」と言っています。この日は西渡に泊まり、翌朝、船で掛塚に帰りました。

『松山日記』によって、明治期の掛塚と北遠の、深いつながりを知ることができます。

withコロナの時代にも 活躍する青年部会へ!

部会長 村松正浩



令和2年目がスタートしました。年初から新型コロナウイルスに世界中が翻弄され、日本国内も4月の政府による緊急事態宣言および自粛要請で経済活動が著しく停滞するという状況にありました。生産が止まった製造業、客足が止まった街の飲食店、すべてがキャンセルされた観光業…。売上の大幅な減少で、もはや悲鳴が聞こえて来る状態でした。

6月に緊急事態宣言こそ解除されましたが、世界的には終息が見えず、国内でも第二波の予兆がみられ、この生殺しのような感染対策は終わりが見えない状況になっています。

今までBCP計画は用意していても、全国一斉自粛による経済活動停止は考慮しなかったと思いますし、健康経営を実践していても、感染症予防のことはそこまで意識してなかったのではないかと思います。リーマンショック、3.11など、ここ10年程でも様々な危機はありましたが、今回ほど「普通」のありがたさを痛感させられたことは無かったのではないかと思います。

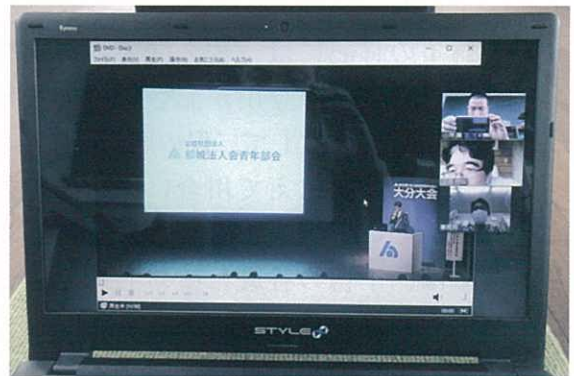
法人会活動も多分に漏れず、この3ヶ月間停滞を余儀なくされてまいりました。今年度はすでに11月開催の全国青年の集いの中止が発表され、市内の学校は休校中のカリキュラムの遅れを取り戻す為に、租税教室は全校で開催未定の状態になっています。

しかし、この状況下で我々法人会青年部会は何もせずに指をくわえて見ているだけで良いのでしょうか？ 答えは否です。こういう変化の時こそ、柔軟な思考や思い切りの良さを発揮できる青年部会の出番でしょう。何もせずに今期が終わるのを待つなどというもったいない事は私にはできません！

現状は、もはや出口は終息ではなくwithコロナ時代であり、私たち経済人には「新しい仕事様式」が求められています。すべての業種・職種がすぐ変わるわけでは無いと思いますが、確実に「適応できた者のみが生き残る」という大変革の時期に突入していると思っただ方が良いでしょう。

だからこそ、法人会青年部会は今こそ集い、学び、交流をして、新しい世界の探求に乗り出しましょう！そして、地域社会全体が「新しい生活様式」にうまく適応できる様に先駆けて行動して行きたいと思っ

磐田法人会青年部会は本年度創立40周年を迎えます。この40年間諸先輩方が培ってきたことを礎にして、これからの時代を切り開く新しい青年部会活動を創っていくこと。この40年目から始まる新しい世界を部会員全員で楽しく頑張っていきたいと思っ



青年部会 初のZoomによるWeb会議
7/3 租税教育活動委員会を開催



12/12 飯田小学校 租税教室



1/30 浅羽東小学校 租税教室

コロナに負けないで頑張ろう!

部会長 神谷 妙子



秋とはいえ残暑厳しい昨今です。

2020年「TOKYOオリンピック」を夢と希望と期待を持って迎えました。競技場チケットを予約された方も多々いらっしゃると思います。

ところが1月中旬頃より中国発で発生した新型コロナウイルスが、あっという間に世界中に広がってしまい、オリンピックも来年に延期されました。数か月経ちましたが、まだまだ終息していません。残念ながら、磐田地区からも感染者が出てしまいました。新型コロナウイルスの感染力の強さに怯えつつ、自粛の日々を過ごしております。磐田市にある史跡遠江国分寺は、1280年前に国家鎮護のため、聖武天皇の発願で全国に作られましたが、その当時流行った天然痘が影響していたようです。当時は科学的根拠がわからないため、宗教の持つ超自然的な力を頼ったのでしょうか。

女性部会の活動も2月に支部訪問を予定しておりましたが、コロナに感染することを恐れ、県からの要請もあり急遽中止することになり、その後の5月の総会並びに6月の定例会も中止、延期とさせていただきます。あらゆる行事、祭典、催事も中止、旅行もままならなくなりましたし、第15回女性フォーラム全国大会も予定されていた4月から11月に延期になり中止になってしまいました。コロナ自粛期間が過ぎた7月上旬にやっと磐田支部会を開くことが出来ました。久しぶりに顔を合わせることができ、マスクで顔が半分隠れていましたが、3密にならないよう工夫しながら、楽しく食事会をすることができました。

秋には恒例の研修視察旅行があります。会員みんな楽しみにしております。これ以上拡散しないことを神様にお祈りしたいです。

今後の予定として、状況が許す限り、例年冬休みに学校にお願いしている「税に関する絵はがきコンクール」を今年も行う予定です。昨年は36校2159枚の応募がありました。今年度は絵はがきコンクール10周年になるので、何か記念になることをと考えております。また、1月には、私達女性部会員が講師となって2校を訪問して6年生を対象とした租税教室を行う予定です。これも状況によってですが……

来る令和4年4月には第17回女性フォーラム全国大会が静岡で開催されることが決まっております。“新型コロナ”が早期に終息されることを願いつつ、以前の様な活動が、皆様と共に出来る日が来ることを願い、『チョット素敵魅力ある女性部会』にしていきたいと思っております。皆さまのご参加、ご加入をお待ちしています。コロナに負けないで頑張ってください。



租税教室の様子（令和元年）



税務
研究
部会

厳しい時こそ正確な納税知識を!

部会長 鷓野 森一



新型コロナウイルス感染拡大を受け、国の2019年度の税収が60兆円を割り込み、3年ぶりの減少となった。企業活動の停滞に加え、収入が急減した場合に納税を猶予する措置を導入したことも響いている。

この制度は、収入が前年同期比2割以上減った企業の支払いを1年間猶予するものである。21年1月31日までに期限が来る消費税や所得税、法人税などほぼすべてを対象とするため、20年度の税収も50兆円台前半まで落ち込むとの試算もある。

暗い話題が多い中、一部の小売業や商品では自粛の反動でリベンジ消費が起き、活況を呈している。早くこれが全体に波及し、正常に戻って欲しいものである。

税務研究部会も1月の定例会の後、3月・5月が連続して中止になり、7月に半年ぶりに開催し、税制や経済のタイムリーな情報を得られることの有難さが身に染みて分かった。

これからも正しい納税知識を得て、今の時代を前向きに進んでいきたい。



テーマ 『新型コロナウイルス対策と令和2年度税制改正について』
講師 税理士 太田 祥吾 氏

磐田税務署 人事異動状況

	転入者		転出者	
	氏名	前任署	氏名	転出先
署長	櫻田 高士	国税庁金沢派遣監察官 主任 国税庁監察官	伊藤 裕之	局 査察管理課 課長
総務課長	鈴木 達也	局 徴収部 特別整理総括課課長補佐	河村 健二	局 調査管理課 課長補佐
法人一統括官	佐藤 智明	掛川 署 法人一統括 署官	吉川 徳孝	豊橋 署 法人一統括 署官
法人三統括官	本多 茂	岐阜北 署 法人特官付連絡調整 署官	太田 正二	豊橋 署 法人六統括 署官

福 田 支 部

【税務研修会】

2019年10月1日から消費税軽減税率制度が導入され、2023年10月からは、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定です。インボイス制度の下では、税務署長に申請をして、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が仕入税額控除を受けるための要件となります。適格請求書発行事業者の登録を受けるために必要な手続きは何か、適格請求書の記載事項は何か等の詳しい内容のお話を伺う講習会を磐田税務署の法人課税部門の担当者を講師に迎え開催します。また、新型

コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する税制上の措置の内容についてもご講義頂きます。支部会員の皆様は是非ともご聴講下さい。

★日 時：2020年11月中旬開催予定

★場 所：福田中央交流センター

★講 師：磐田税務署法人課税部門担当者



竜 洋 支 部

掛塚まつり（貴船神社祭典）

掛塚地区の貴船神社（天竜川河口）で毎年10月第3土・日に開催されている祭りです。お囃子は県無形民俗文化財に指定されています。掛塚湊は江戸から明治中頃まで商業港として栄えました。その歴史を伝え、海上の安全を

祈る掛塚まつりでは、豪華絢爛な屋台を京都流のお囃子を奏でながら曳廻します。

残念ながら、今年（令和2年）は新型コロナの感染拡大を懸念し、神輿渡御・屋台の曳廻しは、とりやめとなりました。



森 支 部

森支部では令和元年12月7日(土)に太田川親水公園にて社会貢献活動の一環として、清掃活動を実施しました。

この清掃活動は例年森町納涼花火大会の翌日である8月16日に行っていたのですが、令和元年度は台風10号の接近に伴い花火大会が中止となったため、清掃活動の開催時期も変更となりました。

当日は寒空の下にも拘らず多くの方にお集まりいただき、花火大会の翌日ほどではありませんが、多くのごみを収集することができました。

残念ながら令和2年度の森町納涼花火大会も中止となってし

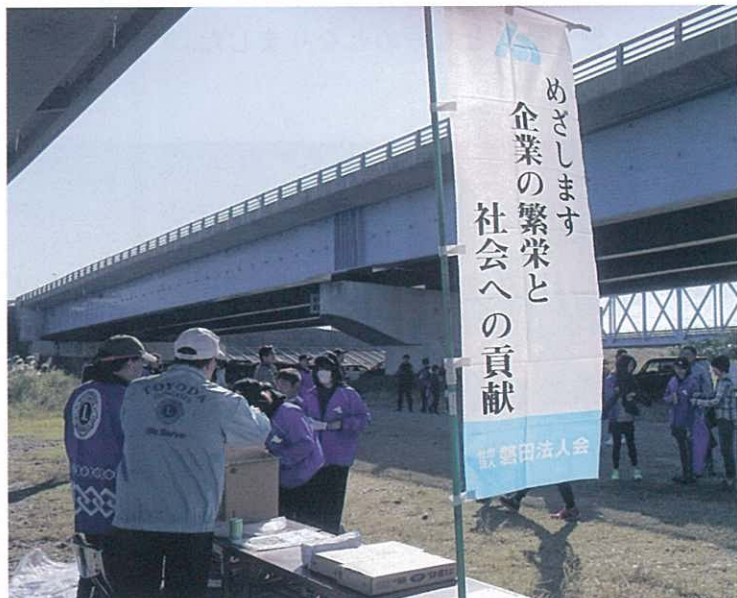
まいましたが、今後も清掃活動を継続して行っていくことで、地域の環境美化に寄与していきたいと思えます。



豊 田 支 部

事業実施と新型コロナウイルス

当支部の本年度事業は①税務研修会②社会貢献事業③視察研修会④会員交流会を計



写真は令和元年11月10日 天竜川河川敷清掃

画しましたが、実施に当たっては新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、慎重な対応が求められます。しかし税務協力団体としての本旨に沿って積極的な活動を進めて参ります。

新聞紙面を賑わせる「書面決裁」「テレワーク」「夜の街」など新型コロナウイルスは市民生活、経済活動に大きな変革を与えました。

身近な「書面決裁」では会議の叩き台として提出される議案に「あえて」意見表明せず議論なしで承認される現実・・・

今般の状況は、会議の重要性を再認識し熟考する良い機会となりました。

磐田支部

落語で明るくスタートした令和2年、ですが・・・(-.-)

今期は各事業が中止・延期となっている中、安全・安心を第一に対策を講じて社会・経済に貢献できることを続けていきたいと思ひます。

★★磐田支部からのお知らせ★★

○社会貢献事業（清掃活動）

9月26日（土）8：00～
府八幡宮 ※雨天27日

○研修視察旅行

10月24日（土）～25日（日）
美肌の湯 昼神温泉1泊2日の旅
磐田支部の方ならどなたでもご参加いただけますので、ぜひお越しください。詳細はチラシまたはHPをご覧ください。

1/21（火）役員会



1/21（火）落語ガールズ参上！新春落語会



4人の女性落語家によるリレー落語、大勢の方にお楽しみいただきました(*^^)v

袋井支部

日本宇宙少年団 袋井分団へ寄付

袋井支部では毎年開催しているチャリティーゴルフ大会において、チャリティー募金を行っています。皆様にご協力頂き集まった募金は本年度も宇宙少年団袋井分団へ寄付することとしました。7月24日に宇宙少年団袋井分団「水ロケット大会 in エコパ」の開会式において田中支部長より目録を贈

呈させていただく予定でしたが、近隣市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたため急遽中止となってしまいました。募金は社会貢献できるような用途を改めて検討していきます。

新型コロナウイルス感染症が1日でも早く終息し、事業活動が再開できればと思います。



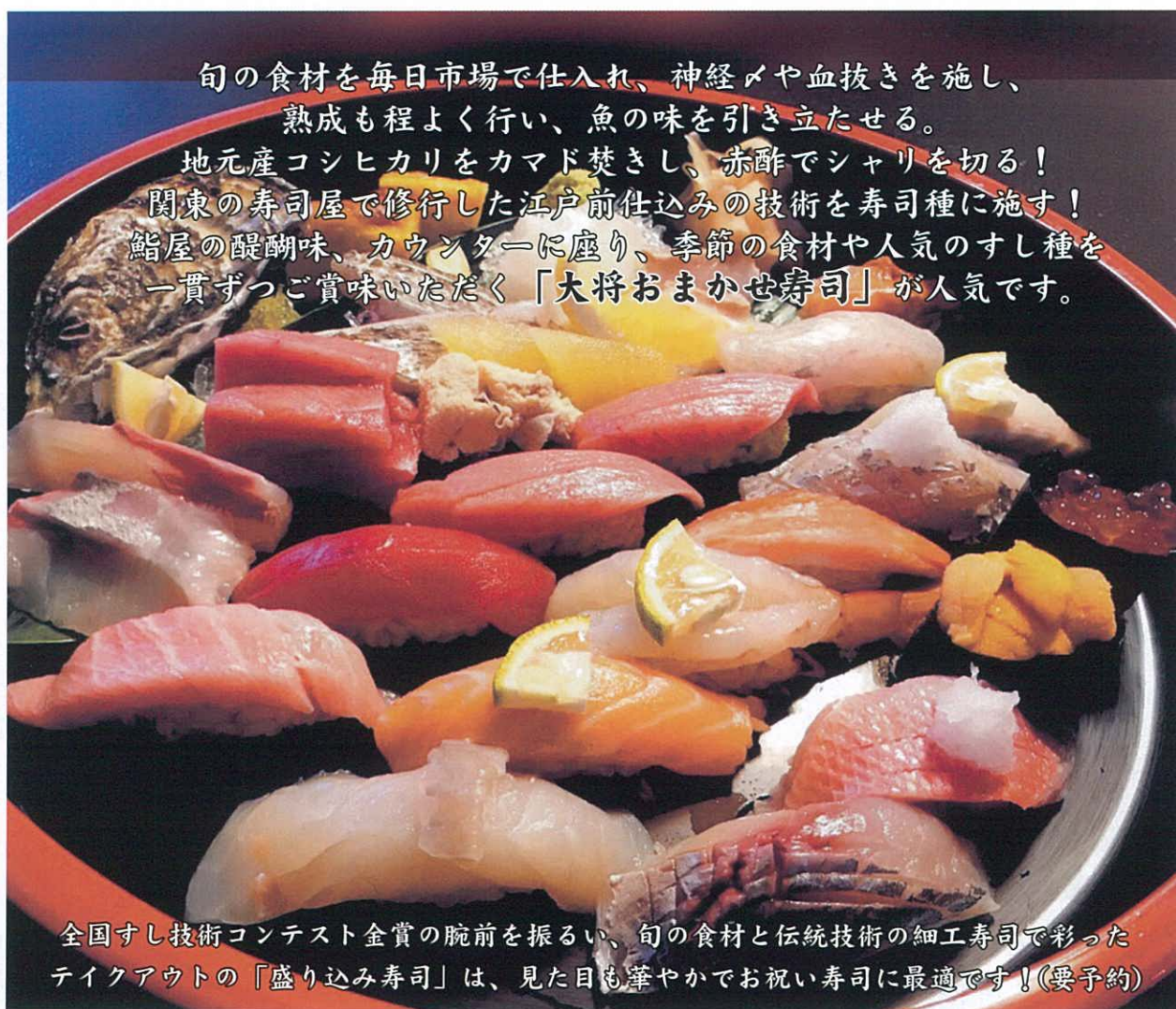
宇宙少年団袋井分団「水ロケット大会 in エコパ」の様子（平成27年度）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

		法人会提言	改正の概要
「法人課税」	1. 少額減価償却資産の取得の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。
	2. 交際費課税の適用期限延長	<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。 交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。
「消費課税」	1. 消費税の確定申告書の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。 なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。
「その他」	1. 地方のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。
	2. 電子申告	<ul style="list-style-type: none"> 国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。



旬の食材を毎日市場で仕入れ、神経メヤ血抜きを施し、
 熟成も程よく行き、魚の味を引き立たせる。
 地元産コシヒカリをカマド焼きし、赤酢でシャリを切る！
 関東の寿司屋で修行した江戸前仕込みの技術を寿司種に施す！
 鮨屋の醍醐味、カウンターに座り、季節の食材や人気のすし種を
 一貫ずつご賞味いただく「大将おまかせ寿司」が人気です。

全国すし技術コンテスト金賞の腕前を振るい、旬の食材と伝統技術の細工寿司で彩った
 テイクアウトの「盛り込み寿司」は、見た目も華やかでお祝い寿司に最適です！（要予約）

沖之寿司

〒438-0084 磐田市城之崎4-9-2 TEL：0538-37-0009

営業時間：11：00～14：00（オーダーストップ13：30）

17：00～21：00（オーダーストップ20：30）

定休日：水曜

カウンター席7名 座敷席8名（店内禁煙）

クレジットカード可（VISA マスター）

アクセス：（公共交通機関）JR磐田駅より遠鉄バス城之崎線乗車、

「城之崎」バス停下車、徒歩約3分

（お車）東名磐田ICより約10分（磐田消防署より東へ約3分） 駐車場5台（無料）



○ランチメニュー

- ・ちらし丼 ・バラちらし
- ・本日のにぎり6カン巻物付
- ※ランチは特製あら汁サービス
各1000円（税込）

○テイクアウト

- ・寿司、ちらし寿司各1000円～3000円
- ・ご当地グルメメニュー
静岡バラちらし 1500円
- ・お祝い飾り細工寿司盛り込み
10000円～30000円（3日前まで予約）
- ※すべて税別となります

○ディナーメニュー

- ・中ちらし1500円 ・中にぎり（8カン）1500円
- ・上にぎり（8カン）2000円
- ・上にぎり（12カン）3000円
- ・特上にぎり（8カン）3000円
- ・刺身とお寿司のセット 3000円
- ・おまかせコース
（つまみ・寿司特上ネタ入り20種）5000円

○宴会（最大16名まで 要予約）

- ・大将おまかせコース 5000円～
- ・刺身の盛り合わせ、てんぷら、お寿司の盛り込み、
煮物（冬は鍋料理）、焼き物 など
- ※すべて税別となります



挑戦するところ。可能性を信じるちから。

困難に挑むその姿。その精神。
自らを高め、鍛え、人々のところを動かしていく。
感動の頂へ。いざ、ともに。

Revs Your Heart

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

浜松支社 掛川営業所/静岡県掛川市駅前1-9(D-oneビル2F)
TEL 0537-22-2150

AIG AIG損害保険株式会社

浜松支店/静岡県浜松市中区板屋町111-2(浜松アクタワー15F)
TEL 053-454-0321

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

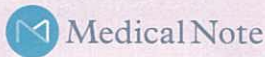
法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様**月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



■お問い合わせは
アフラック浜松支社
〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー18F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505



ご利用はこちら

法人会は幅広く活動しています。

- 税のオピニオンリーダーとしての税制に関する提言活動。
- 税知識が身につく研修会や子どもたちへの租税教育活動。
- さまざまな業種の経営者と出迎え、ビジネスチャンスにつながる交流会。
- 環境や福祉等、地域に密着した社会貢献活動。
- 経営の知識が身につく研修会、著名講師による講演会。
- 企業のリスクをカバーする法人会独自の福利厚生制度の普及。



これらのほかに、法人会はさまざまな活動で企業を支援し、国と地域の発展に努めています。ぜひ、法人会の仲間となって、活動にご参加ください!

表紙写真の説明

福田漁港 福田魚市場

磐田市に唯一存在する漁港として、しらすの水揚げでは静岡県でもトップクラスを誇る遠州漁業協同組合の福田魚市場。平成8年度地域活性化構造改革事業により、平成9年度に完成した市場であり、当時は福田漁港も整備半ばの状態、ふれあい福田漁港として地域の皆様に愛される漁港を目指しており、市場も当組合の水揚げの9割を占めるしらすを型取り、漁港のシンボリック存在となるよう建設されました。

事務局からのお知らせ

法人会提携ローンのご利用について

現在、浜松磐田信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、の5金融機関と法人会提携ローンを契約しています。ご利用になる場合は、磐田法人会「会員証明書」が必要となりますので、法人会事務局までご連絡ください。

研修会等開催のお知らせ

税制・税務に関する研修会並びに政治・経済・経営・一般教養の講演会・セミナーを開催します。磐田法人会のホームページに「行事日程」として今後の開催予定行事を掲載しております。聴講を希望される場合は、法人会事務局までご連絡をお願いします。

早割電報のご案内

従来の電報料金よりお得な会員価格でご利用いただけます。会員登録が必要となりますので磐田法人会事務局までご連絡ください。コスト削減にぜひご利用ください。

法人会メリットカード

法人会メリットカードって何!!

静岡県法人会連合会は、県下法人会員向けに会員特典として「法人会メリットカード」を発行しています。特約店のキャンペーン情報によりカードを提示していただくと会員特典が受けられます。

メリットカードの特約店募集中!!

静岡県内法人会の会員様向けに、各種割引やサービス等の特典をご提供いただける特約店を随時募集しています。特約店登録された企業様の法人会会員向けキャンペーン情報をネットで配信いたします。特約店登録に費用はかかりません。ぜひ特約店登録をお願いします。

中小企業貸倒保証制度について

債務者の法的整理事由の発生又は履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に、貴社が被る侵害の一定部分を保険金でカバーします。この保険は法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、法人会の会員であることが条件となります。詳しい案内は、パンフレットをご覧ください。

税制改正への提言事業

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。税制改正及び税務行政に関するご意見を、同封の「税制改正及び税務行政に関する意見書」でお寄せ下さい。

生活習慣病予防健診のお知らせ

毎年、生活習慣病予防健診を、磐田市内の会場で行っています。貴社従業員・家族の方々も受診でき他の健診料金より安くなっています。後日、全日本労働福祉協会東海支部から案内文書が郵送されますので、ご覧の上ご利用ください。

法人会の理念

法人会は税の

オピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に

貢献する経営者の

団体である

法人会のキャッチフレーズ

めざまします

企業の繁栄と

社会への貢献

(法人会)

公益社団法人 磐田法人会 事務局 磐田市中泉621-1 TEL 0538(37)4577 FAX 0538(37)3899



法人

(アイホット) 会報15号

発行所 公益社団法人磐田法人会 広報委員会

〒438-0078 磐田市中泉621-1 TEL(0538)37-4577 FAX(0538)37-3899

E-mail iwata-houjin.kai@h7.dion.ne.jp

http://www.iwata-hojin-kai.org/

磐田法人会 会報155号

令和2年9月1日

そろそろ後継者 決めませんか？

納得の事業承継は最低5年かかります

あなたにはどんな選択肢があるのでしょうか？



早めの準備！ まずは事業承継サポートデスクにお電話を！

浜松いわた信用金庫では平成12年より、地域企業の事業承継サポートに取り組んでおります。



<https://hamamatsu-iwata.jp> shoukei@hamamatsu-iwata.jp

サポートデスク直通 秘密厳守

☎ 053-401-1815

事業承継サポートデスク 営業時間【平日】9:00~17:00